

[資料] 第5次地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法第3条第1項各号

1 避難地 (1号)

(1) 都市公園事業<公園緑地課>

2 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (9号)

(1) 公立学校施設整備事業<教育委員会施設課>

3 砂防法第一条 に規定する砂防設備、森林法第四十一条 に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第二条第三項 に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項 に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第二条第二項第一号 に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの (第13号)

(1) ため池等整備事業 (農林振興課)